

# パリ講和会議と五・四運動

服 部 龍 二

## 序 論

かつて筆者は、在華権益拡張策と新4国借款団の関連性を論じた際、原内閣が対米英協調に終始することなく独自に国益を拡充せんとしていたことを明らかにした<sup>(1)</sup>。加えて原内閣は、時としてウィルソン政権（Woodrow Wilson）の新外交に強い違和感を示し、国益拡充のためには対英協調を基本方針とした。原内閣期最大の国際会議であるパリ講和会議への対応は、まさにそのことを示している。このパリ会議に関する研究は少なからず存在するものの、日英協調や日米摩擦を原外交の中に位置づける視点は十分に確立されてこなかったように思われる<sup>(2)</sup>。この点に加えて本稿では、中国外交文書を交えて中国側が調印拒否に至る過程を跡づけるとともに、米英の動向が後のワシントン体制成立との関係でいかに位置づけられるのかを探っていきたい。

### 1. パリ講和会議

パリ講和会議の人選を進めていた原内閣は、西園寺公望を首席全権として、牧野伸顕、珍田捨巳駐英大使、松井慶四郎駐仏大使、伊集院彦吉駐伊大使を全権に任命した。会議半ばに漸くパリに到着した西園寺に代わって、事実上の首席全権の役割を果たしたのは牧野であった<sup>(3)</sup>。

講和会議の開催を前にして会議の準則になると予想されていたのは、い

わゆるウィルソンの14箇条であった。1918年11月19日の臨時外交調査委員会が可決した「ウィルソン14個条ニ対スル帝国政府意見」は、ウィルソンが推進せんとする諸原則に対してある種の猜疑心を示したものとなっている。まず、ウィルソンの14箇条に盛り込まれていた秘密外交の廃止に関しては、「国際間ノ約束ニシテ何等第3國ノ権利利益ヲ侵害セス又何等国際信義ニ違反セサルモノニ付テハ之カ公表ヲ強ユルノ必要ナキコトアルベク又外交案件ノ交渉ニ際シ其ノ進行及経過ヲ秘密ニ付スルヲ適當トスル場合アルハ一般ニ承認セラル所ナルベシ」と、冷ややかな態度を示した。また、国際連盟の創設に関しても、「国家間ニ於ケル人種的偏見ノ猶未タ全然除却セラレサル現状ニ顧ミ右連盟ノ目的ヲ達セムトスル方法ノ如何ニ依リテハ事実上帝国ノ為メ重大ナル不利ヲ釀スノ虞ナキ能ハス」と懸念している。

さらに、この決定において特徴的なのは、対米協調よりも対英協調の姿勢を明確に打ち出している点である。すなわち、「海洋自由ノ問題ハ英米間ニ於テモ既ニ意見ノ相違アリ…帝国政府ノ態度ハ日英同盟並軍備制限問題トノ関係上極メテ微妙ノ点存スル」との判断から、「大体ニ於テ英國ト歩調ヲ一ニスルヲ得策トス」としている。また、「植民地処分問題ハ本戦争ニ関係ナキモノマテ講和会議ノ議題ト為スハ之ヲ避ク」べきであり、日本としては「青島及独領南洋諸島ノ処分問題」に議題を限定した上で、「帝国代表者ハ帝国ノ主張ニ齟齬セサル限り英國ト歩調ヲ一ニシテ可ナリ」とされた<sup>(4)</sup>。

内田外相は1918年12月下旬、この「ウィルソン14個条ニ対スル帝国政府意見」とともに、原首相承認のもとで「講和ノ3大方針」を牧野全権や珍田駐英大使に伝えた。この「講和ノ3大方針」とは、第1に、「青島及赤道以北南洋諸島ニ対スル独逸国領土權ノ無償譲渡ヲ要求」し、「殊ニ赤道以南独領南洋諸島ニ關スル英國ノ講和条件ヲ参照シ成ルヘク之ト歩調ヲ一ニスルコト」、第2に、「帝国ノ直接ニ利害関係ヲ有セサルモノニ付テハ帝国代表者ハ特ニ必要ナキ限り之ニ容喙セサル」、第3に、「帝国カ連合与國ト共通ニ利害関係ヲ有スル講和条件」に関しては、「大勢ノ帰向ヲ省察シ成ルヘク連合与國ト歩調ヲ一ニスル」というものであった<sup>(5)</sup>。原内閣は対英協調による旧ドイツ権益の継承を主眼として、その他の問題には大勢に順応する方針を固めたのであり、この種の消極論は伊集院彦吉駐伊大使の日記に

も見出すことができる<sup>(6)</sup>。

日中両国にとって、1919年1月18日に開幕したパリ会議最大の争点は山東問題であった。大戦中に成立していた山東問題関連条約としては、いわゆる対華21箇条要求に関連して1915年5月25日に日中間で締結された山東省に関する条約があり、その第1条によって中国政府はドイツ山東権益の処分を日独間協定に委ねるとされていた。この条約と同時に交わされた膠州湾租借地に関する交換公文には、膠州湾を商港として開放し日本専管居留地を設置することなどを条件として、膠州湾租借地を中国に返還することが明記されていた。加えて、1918年9月にも、濟南－順徳間鉄道と高密－徐州間鉄道を日本の借款によって建設する旨の交換公文が日中間で交わされていた<sup>(7)</sup>。さらに、英仏露伊各国は1917年2月から3月にかけて、日本の参戦の代償として山東半島や南洋諸島での権益獲得への支持を相次いで日本側に伝えていた<sup>(8)</sup>。

そこで牧野は1919年1月27日、日米英仏伊各国によって構成される5大国会議で、膠州湾租借地や鉄道などの山東権益と赤道以北の太平洋諸島という旧ドイツ権益を無条件で譲渡するように要求した<sup>(9)</sup>。だが、陸徵祥外交総長首席全権に顧維鈞駐米公使、施肇基駐英公使、および王正廷の各全権を加えた中国代表団は、旧ドイツ権益の対日譲渡に猛反発した。中国全権委員会議でこの問題を主導していた顧維鈞は、翌1月28日の5大国会議で発言を認められた際、大戦中の山東問題関連協定は「暫定措置に過ぎない」との持論を披露して山東権益の直接返還を要求した<sup>(10)</sup>。山東問題をめぐる日中双方の見解は全く相容れないものであり、2月以降は国際連盟創設に関する討議が中心となつたこともあるって、山東問題は4月下旬に至るまで棚上げとされた。日本外務省は国際連盟創設には関心が薄く、準備も万全ではなかった。その模様を海軍軍令部次長竹下勇中将は、「外務関係者ノ事務処理ハ頗ル混雜ヲ極メ」ていると海軍次官柄内曾次郎中将に伝えた<sup>(11)</sup>。

日本が国際連盟創設に関連して例外的に強く主張したのは、移民問題解決の布石としての人種差別撤廃であった。この問題に対する日本側世論の期待は大きく、近衛文麿は1918年11月3日に記した論文「英米本位の平和

主義を排す」において、「来るべき講和會議に於て英米人をして深く其前非を悔いて傲慢無体の態度を改めしめ、黄人に対して設くる入国制限の撤廃は勿論、黄人に対する差別的待遇を規定せる一切の法令の改正を正義人道の上より主張せざる可らず」と論じていた<sup>(12)</sup>。だが、日本代表団は人種差別撤廃問題を絶対視したわけではなく、日本の主張を議事録に掲載することで妥協した。また、施肇基と顧維鈞は、それぞれバルフォア英外相 (Arthur James Balfour) とウィルソンに山東問題での支援や中国の連盟参加を強く働きかけていた<sup>(13)</sup>。

この間日本代表団が人種差別撤廃問題と並行して山東問題をめぐる米英仏各国との内交渉を進めたのに対して、英仏両国は日本側の主張に支持を伝えていた。逆にランシング米国務長官 (Robert Lansing) は1919年4月15日の日米英仏伊各国外相会議で、「5大国は直ちに委員会を組織し、放棄された領土の処分を遅滞なく決定する」という1項目を講和条約に挿入して膠州湾租借地の处置をもこれに委ねるという案を提唱した<sup>(14)</sup>。ランシング等によって構成されるアメリカ全権委員会は既に4月10日、中国への山東権益直接返還の方針で合意していたのである<sup>(15)</sup>。この方針を伝えられたウィルソンは山東権益の対日譲渡に一層批判的であり、4月21日に牧野や珍田と会談した際、ランシング案を踏襲しつつ日本による山東鉄道権益の継承に懸念を表明した<sup>(16)</sup>。

こうした状況下で日米間の調停を行ったのが、ロイド・ジョージ首相 (David Lloyd George) とバルフォア外相を中心とするイギリス代表団である。とりわけバルフォアは、4月26日にマクレー英外務省極東部長 (Ronald Macleay) とともに牧野や珍田と会談して日本側の意向を踏まえ<sup>(17)</sup>、日本は山東半島を中国の完全なる主権の下に返還してドイツに認められていた経済的特権のみを継承することを骨子とした覚書を作成した。次いでバルフォアは4月29日、日米英仏首脳で構成されていた首相会議でこの覚書に言及した後に、日米間の争点となっていた山東鉄道警察の可否に関して、「鉄道警察は単に鉄道会社に交通上の安全を提供するものであり」、「鉄道警察の補佐に日本人指導者が必要となった際には会社側がこれを選定し得る」という妥協案を提示した<sup>(18)</sup>。

さらにバルフォアは、首相会議の決定を中国に説得する役を買って出た<sup>(19)</sup>。またマクレーも、対華21箇条問題を提起しようとする王正廷全権を必死に宥めていた<sup>(20)</sup>。これに関連して牧野伸顕は、「イギリスは同盟国であったからでもあるが、大体英仏は日本に大変同情があり、今度の戦争では日本に負ふ所もありとなし、山東問題について尽力するところがあった。それについてはイギリスの全権Balfourが能く納得して斡旋するところあり、山東問題の取極めの覚書もこの人が起案してWilsonも終に折合って漸く落ついた」と回想している<sup>(21)</sup>。イギリスによる調停は、日米間の歩み寄りを可能にする上で決定的な役割を果たしたといえよう。

オルランド首相 (Vittorio Orlando) とソニノ外相 (Sidney Sonnino)を中心とするイタリア代表団が4月24日にフューメ問題を原因として会議から退席したことは、日本の地位を相対的に高めるものであった<sup>(22)</sup>。珍田全権は既に4月22日の首相会議において、山東問題で日本の要求が受容されなければ「講和条約に調印することはできない」と言明していた<sup>(23)</sup>。日本代表団までもが退席すれば国際連盟が成立しなくなる可能性が生じたために、ウィルソンは妥協せざるを得なくなっていたのである。結局、山東問題に対する日本の要求は4月30日の首相会議で承認され、ヴェルサイユ条約の第156から158条に盛り込まれていく<sup>(24)</sup>。それでもウィルソンは、山東問題が事実上決着した4月30日の首相会議の席上で、山東問題の交渉は「1915年5月の公文を基礎としており、その交換公文の起源は21箇条要求関連の交渉にある。アメリカ政府の立場からは、今回の処置がその事件とは無関係であるに越したことはない」と発言した<sup>(25)</sup>。ウィルソン自身が主導した第2次ブライアン・ノート以来の対日批判は、ここに頂点に達したといえよう。

この間、首相会議から除外されていた中国代表団は、独自に講和条件を模索するとともに、対華21箇条要求関連条約の廃棄を訴えていた<sup>(26)</sup>。だが、上記の経緯によって5月6日の総会でヴェルサイユ条約が採択されると、中国側は同条約の山東条項を留保しようとした。5月26日にピション仏外相 (Stephen J. M. Pichon) と会談した陸徵祥は、「山東条項を留保しない限り調印はできない」と断言している<sup>(27)</sup>。これに対して講和会議議長の

クレマンソー仏首相 (Georges Clemenceau) は6月25日の首相会議において、留保は許されないと中国側に回答していたことを明らかにし、ロイド・ジョージや牧野の同調を得た。だが、ランシングから事前に情報を得ていたウィルソンだけは、「あらゆる主権国は調印の際に留保をなし得る」と発言して中国に理解を示したため、ピションが中国代表団に対して留保策に関する説明を求めることが成了った<sup>(28)</sup>。ピションは6月26日と27日に顧維鈞と会談して説得を試みたものの、顧維鈞は「留保せずに調印すれば必ずや国民は決起して政府を突き上げるであろう」との判断から説得に応じなかつた<sup>(29)</sup>。その結果、中国代表団は6月28日の調印式に欠席するに至る。

かくして原内閣は、英仏、特にイギリスとの協調下で山東権益の継承に一応成功した。さらに原内閣は、南洋諸島と呼ばれた旧ドイツ領の日本への編入策においても、対英協調によって成果をあげている<sup>(30)</sup>。第1次大戦中に日英両国は、それぞれ赤道以北のドイツ領太平洋諸島と赤道以南のドイツ領太平洋諸島を占領しており、英仏伊露各国は既に1917年2月から3月にかけて同占領地の日本への編入に支持を伝えていた。そこで、牧野は1919年1月27日の5大国会議において、旧ドイツ領太平洋諸島を割譲するよう要求した。これに対してウィルソンは、旧ドイツ領太平洋諸島がハワイとフィリピンの中間に位置していたためもあり、国際連盟を介した委任統治の実施によって「ドイツ統治下で起こったような虐待を防ぐ」ことを主張した。旧植民地が民族自決権を将来的に行使するまでの過渡期的措置として、国際連盟が後見を先進国に委託するというのがウィルソン政権の構想であった<sup>(31)</sup>。

委任統治問題を解決に導く上で決定的な役割を果たしたのは、ここでもイギリス代表団であった。ロイド・ジョージは1919年1月30日の5大国会議で、民度や地理的理由によって委任統治地域を3種類に区分するという妥協案を提出した<sup>(32)</sup>。内田外相はこのイギリス案を、「英國委員ノ起案ニ係ル委任管理案カ列國ノ贊同ヲ得ルニ至ラハ帝国ハ右諸島（赤道以北の旧ドイツ領太平洋諸島を指す—筆者注）ガ日本ノ管理ニ委セラルヘキコトハ列國ニ於テ異議ナキ所ナルヘキ」と判断し、イギリスとの共同歩調をとるよう牧野に訓令した<sup>(33)</sup>。利害の一致するイギリスからの提案を好意的に受

け止めた日本側は、対英協調の方針を再確認したのである。結局、委任統治に関する国際連盟規約第22条では、「西南アフリカ及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任国領土隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任国領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス」と規定されるに至り、日本に委任された赤道以北の旧ドイツ領太平洋諸島は、事実上の併合に近いものとなつた<sup>(34)</sup>。

原内閣は、対英協調によってパリ講和会議を乗り切った反面で、米中両国との関係を極度に悪化させた。原内閣がイギリスを筆頭とする西欧諸国との協調関係を重視した主因は、大戦中の密約によって山東権益や南洋諸島の対日譲渡に関する合意が得られていたことにある。原は1919年6月10日の内田外相との会談で、「日英同盟は国際連盟確定の後は効力薄きに至るべきも継続を可とす、而して日英同盟継続せば更に何らの方法によりて日米協商をなしたきものなり」と語っており<sup>(35)</sup>、原の意図する協調外交の提携先には、アメリカとともにイギリスが組み込まれていたのである。加えて、原内閣が秘密外交の廃止や国際連盟の創設を掲げるウィルソン政権に強い違和感を感じていたことも、対米協調を軽視した一因として無視し得ない。原内閣は、対英協調による旧ドイツ権益の継承を強硬に推進するあまり、米中両国との関係に配慮を示しつつ旧ドイツ権益を部分的に放棄する柔軟性を欠いていた。

パリ会議に参加した有田八郎や重光葵等の外務省中堅層が会議での日本外交に批判的であり、外務省革新同志会を形成していくことはよく知られている。ここでむしろ指摘したいのは、外務省中央の少壮外交官には既に会議開催前から原内閣の方針に批判的動向がみられたことである。小村欣一外務省政務局第1課長が1918年11月30日に記した意見書「講和会議ノ大勢力日本ノ将来ニ及ホス影響及之ニ処スルノ方策」は、そのことを端的に示している。この意見書において小村は、「帝国從来ノ武断侵略的政策ニ対スル反感」を一新するため「英米ノ正ニ言ハントシ行ハントスル所ヲ帝国ニ於テ率先提倡シ以テ今日ノ日本ノ昨ノ日本ニ非ルヲ目前ニ展開スル」べきだとして、「治外法権ノ撤廃」、「租借地及勢力範囲ノ撤廃」、および「支

那ニ於ケル我軍隊ノ撤退」等を主張した<sup>(36)</sup>。小村の意見書はウィルソン主義に対応した日本版新外交論ともいべきものであり、外務省中央の中堅層には大勢順応の方針を不十分とする意見が共有されつつあったことを示唆している。だが原内閣は、会議の主要論点には順応する方針を変えなかつた上に、旧ドイツ権益継承策においては勢力圏外交を貫いたのであった。

原内閣による旧ドイツ権益の継承は、米中両国における対日不信の増幅という高価な代償を伴った。ウィルソン政権は、国際連盟の創設という第一義的な課題のため最終的には日本側の要求を受容したもの、その対日不信は頂点に達していた。山東問題交渉に対するアメリカ側からの最も痛烈な批判は、ラインシュ駐華米国公使 (Paul S. Reinsch) から寄せられた。親中路線の代表格であるラインシュは、山東問題交渉への抗議の意味を込めて1919年6月に駐華公使を辞任するに至るのである。6月7日付のウィルソン宛書翰において米中関係を論じたラインシュは、「総体としての見通しは実に最悪であり、中央政府がこの事態を直視して行動するまでは、現状では何ら成し得ないと思われる」との悲観論を直訴している<sup>(37)</sup>。ラインシュ公使の辞任劇は、対日批判を高めつつも親中路線を実践できないでいるウィルソン政権のジレンマを象徴していた。

パリ会議の経緯は、日米両国の対外構想に原理的ともいえる乖離が存在することを浮き彫りにするものであった。すなわち、ウィルソン政権が国際機構としての国際連盟創設を主たる目的としたのに対して、原内閣は専ら旧ドイツ権益の継承に傾注したのである。原内閣は、個別的な国益の拡充を主眼とした反面でウィルソン外交の理念的側面には懷疑的であり、国際連盟創設にも積極的に関与しようとはしなかった。日本が例外的に理念を打ち出したかにみえた人種差別撤廃問題ですら、その内実は日本が抱えていた移民問題の解決への布石であり、山東問題での成果を確実にするための代償として放棄された。大戦終結後のウィルソン政権は、パリ会議において山東権益の対日譲渡に執拗なまでに抵抗しただけでなく、新4国借款団やシベリア出兵などを通じて対日不信を強めていた。総じていえば、石井・ランシング協定締結の前後から大戦末期にかけて妥協的になっていた日米関係は、大戦終結後にむしろ摩擦を増幅したのであり、原内閣期の

日米関係をワシントン体制の前史として位置づけることは困難であろう。

パリ会議にワシントン体制へつながり得る要素があるとすれば、それは日米間の調整役としてのイギリス外交に求められよう。日米両国がおよそ対照的な立場を示していたにもかかわらず山東問題と委任統治問題を解決し得たのは、ロイド・ジョージ内閣の調停に負うところが極めて大きい。とりわけバルフォア外相は、アメリカ側の妥協を引き出す上で決定的な役割を果たした。パリ会議で日英協調外交が機能した要因としては大戦中の密約が挙げられるのはもちろんだが、より根本的には両国が勢力圏外交的発想を共有していたためである。後述するように、1919年10月から外相を務めるカーソン（George N. Curzon）も日本を含めた東アジア国際秩序の形成を意図しており、日英同盟を更新する方針であった。

一方の中国代表団は、関税自主権の回復、治外法権の撤廃、および租界の還付などの7項目を会議に提出したものの、その要求は審議にさえ付されなかった。施肇基が批判したように、山東権益の対中直接返還を達成し得なかつた主因が大戦中の日欧間密約にあることは勿論であるが<sup>(38)</sup>、北京政府と代表団の間で意志の疎通が不十分であったことも災いしている。顧維鈞の回想によれば、代表団は鉄道協定や参戦借款に関する日中協定の詳細すら満足に告げられておらず、北京政府が政争の具となることを危惧しているとの印象を代表団は受けたという<sup>(39)</sup>。それでも顧維均はウィルソンに対し、「国家としての名誉と誇りを犠牲にせず」調印できるように求め続けた<sup>(40)</sup>。だが、首相会議への参加すら許されなかつた中国代表団は、山東権益の対日譲渡に抗議してヴェルサイユ条約の調印式を欠席するに至つた。

施肇基や顧維鈞にも増して調印拒否の急先鋒となつたのは、後に革命外交の主導者として著名になる王正廷全権であった。5月28日の中国代表団秘密会議で伍朝枢や胡維德が外交的孤立の回避などを理由に調印すべきだと主張したのに対し、王正廷は「調印の拒絶によって国内世論を鼓舞できるし、南北統一も促進されよう」と力説した<sup>(41)</sup>。

中国側の対応は、外交的敗退の末に最後的手段として外交交渉そのものを拒絶することで国内的正統性を確保しようとするものであり、いわば「拒絶外交」と呼ぶことができよう。原内閣はパリ会議で山東権益の対日譲

渡を米英仏各国から取りつけたものの、その具体化のための協議を拒絶する中国との間で交渉不能に陥ってしまうのである。また、パリ会議での中国外交として顕著なのは宣伝外交であり、顧維鈞や王正廷は米国記者団に石井・ランシング協定の無効性などを訴えることで、アメリカをはじめとする諸外国に親中的世論を形成していった<sup>(42)</sup>。そのことに危機感を抱いたのは他ならぬ日本であり、その反省から外務省が情報部設置に至ることは周知のところであろう<sup>(43)</sup>。

かかる経緯は、北京政府期対外政策決定過程の特徴を二重に反映していたといえよう。すなわち、第1に、外交部の自律性が高く、地方軍閥や各種団体は概して外交部を支援する立場をとることである。第2には、少なからず外交部出先や代表団が主導権を発揮するため、顧維鈞や施肇基など有能な外交官による個人外交の余地が大きいことである。

ただし、敢えてここで付言するならば、これらの特徴は主として国外での交渉に当てはまるものであり、中国国内での外交交渉においても外交部の自律性が高かったわけではない。何故なら、北京政府期の対外政策における第3の特徴として、国内での外交交渉における軍閥外交の存在を挙げることができるからである。北洋軍閥の有力者は軍閥内に独自の外政機構を持ち、外国の公使館付武官や軍事顧問と接触していたし、張作霖も駐奉天日本総領事や奉天特務機關長との間に事実上の外交を展開していた。中国国内における外交交渉には、北京政府外交部が完全には統制できない領域が確実に存在していたのである<sup>(44)</sup>。

## 2. 五・四運動

パリ会議での中国の外交的敗退を契機として、五・四運動と呼ばれる民衆運動が発生したことはよく知られている。北京政府は1919年6月10日に民衆運動の標的となっていた曹汝霖交通総長、章宗祥駐日公使、陸宗輿幣制局総裁を罷免し、同月13日には錢能訓國務総理が引責辞職を発表した。これらの措置にもかかわらず、日本製品に対する不買運動は、その後も1年近く絶えることはなかった。五・四運動は民衆を主体とした北洋軍閥批

判や排外運動として中国史上画期的な意義を持つものであり、中国では現在でも五・四運動を中国現代史の起点と評することが多い<sup>(45)</sup>。外交史的にみるならば、五・四運動は上記のような親日派の没落をもたらすとともに、施肇基や顧維鈞に代表される親米派の地位を相対的に押し上げたといえるだろう。

だが、原首相は、五・四運動の画期的意義を看過していた。原は、1919年5月22日にシカゴ大陸商業銀行副総裁のアボット（John J. Abbott）と会見した際に、「支那が山東問題に付騒動するは謂れなき事なり、…支那は兎角他国の力を借りて日本を圧伏せんとするは日本の許容すべからざる所なり」と語った。また、6月19日に山県と会見した際には、「目下の排日騒動は久しうからずして消滅すべきも排日の思想及び口実は容易に消滅せざるべし故に外面は飽まで列国との協調を努むべく支那は到底列国の事実的干渉の下に存在するの外なかるべきに因り列国との協調を破るは我国の不利なれば協調を努むべく、裏面に於ては飽くまで親日派を援助して失望せしめざるの方針を取るべし」と原は論じた<sup>(46)</sup>。さらに原内閣は、反日運動の抑圧という期待を込めて北京政府への借款を再開していくのであり<sup>(47)</sup>、親日派との結託という姿勢自体が批判の対象となっていることは十分に理解されていない。原がこのような対中認識を懷いたことは、三・一独立運動後の韓国官制改革において機敏に対応したこととは対照的といえよう。

一方、アメリカの世論は五・四運動に対して好意的な評価を与えていた<sup>(48)</sup>。中国側もパリ会議を通じて列国の中で最も親的なのはアメリカであるとの確信を深めており<sup>(49)</sup>、北京政府はアメリカの外交的支援に期待をつないでいた。注目すべきは、日本の大陸進出に対する危惧がイギリス外務省にも存在していたことであろう。そのことを端的に示すのが、東アジア政策に強い影響力を持つウェルズレー外務次官補（Victor Wellesley）が1920年9月1日に記したメモランダム「日英同盟と将来の極東政策」である。26頁に及ぶメモランダムは、「(日英同盟を一筆者注) 3国協定によって代替し得たならば、一致して行動する英米の影響力が拘束となり、日本は積極的かつ攻撃的な政策を追求することに一層の困難を感じるであろう」とした上で、「山東鉄道が日本人の手中にある限りは、極東の平和に対する真

の危機となるのであり、山東は不可避的に第2の満州となって破局的結果をもたらすであろう」と結論した<sup>(50)</sup>。ウェルズレーの構想は、日英同盟を日米英3国協定に改編させ、英米両国が協調して日本の対中政策に圧力を行使せんとするものと要約できよう。

だが、イギリス外務省内の対日抑制論は、バルフォアやロイド・ジョージ、およびカーボン等の閣僚級には共有されていなかった。カーボンは1921年7月の時点で、「我が国の懷柔策がなければ、日本の対中政策はさらに険悪なものになっていたはずだ」と顧維鈞駐英公使に語っている<sup>(51)</sup>。カーボンは日本との協調を可能と見なし、対話の中から自重を求めようとしていた<sup>(52)</sup>。

山東問題をめぐって日中関係が悪化する中で1919年11月16日に発生した福州事件は、日中間の相互不信を改めて顕在化させるものであった<sup>(53)</sup>。この福州事件とは、中国人学生が運搬途中の日本製纖維品を取り押さえたことを契機として、日中両国民間に衝突事件が発生し双方に数名の負傷者を出したものである。北京政府外交部は李厚基福建省長兼督軍を介して王壽昌交渉員を現地に派遣した<sup>(54)</sup>ものの、日本側は原首相と加藤友三郎海相との会談<sup>(55)</sup>を経た11月20日、「福州不穏ノ情勢ニ鑑ミ」て軍艦嵯峨と駆逐艦2隻の派遣を行った<sup>(56)</sup>。

日中合同調査のために外務省中央から福州に派遣された松岡洋右書記官の調査は、福州事件の非が日本側にあることを示した。すなわち、福州事件の本質は、日本製品の運搬を「学生ヲ引掛ケル為ノ因」として衝突事件を発生させ、反日運動に打撃を与えることを目的に在華邦人が計画したものだったのである<sup>(57)</sup>。顏惠慶外交総長と小幡公使の交渉は長期化し、1920年11月12日に漸く解決をみた。その内容は、顏惠慶と小幡が相互に福州事件を遺憾とする旨を声明し、日本側は中国人負傷者に対して慰謝料を支払うというものであった<sup>(58)</sup>。

この間、山東権益の継承と膠州湾租借地の還付に関する日中交渉は、全く進展を見せなかった。北京政府は反日世論を背景に国際連盟への提訴を模索し、1919年11月30日には国際連盟の発足を準備していた国際連盟協会に顧維鈞が出席して、連盟発足後にヴェルサイユ条約の山東条項を改正す

ることを提起した<sup>(59)</sup>。一方の原内閣は、ヴェルサイユ条約発効直後の1920年1月14日に山東問題の交渉開始を閣議決定し、小幡公使を通じて交渉を申し入れた<sup>(60)</sup>。黎元洪軍事顧問の青木宣純陸軍予備役も1月23日、小幡の了承下で日中交渉を求める意見書を徐世昌総統に提出した<sup>(61)</sup>。だが北京政府は、山東条項の改正が国際連盟に受け入れられないと判明した後も、日本との山東問題交渉を忌避する「拒絶外交」の姿勢を崩さなかった。顔惠慶外交総長は1921年8月12日に小幡と会談し、「山東問題ニ関シテハ日本ノ公正妥当ナル提案ヲ支那側ニ於テ待チ居レル次第ナルモ直接交渉（Negotiation）ハ之ヲ避け度」とする意向を率直に語った<sup>(62)</sup>。この時期既にワシントン会議の招請を受けていた北京政府は、山東問題の解決をワシントン会議へ託すに至っていたのである<sup>(63)</sup>。

## 結論

原内閣はパリ講和会議への対応において、ウィルソン政権への強い違和感を示しつつ、対英協調下で旧ドイツ権益を継承した。そのことは、米中両国に大きな不満を残すものであり、北京政府の「拒絶外交」によって日中関係は山東問題をめぐって交渉不能に陥っていく。一方のウィルソン政権も、21箇条要求以来の日本に対する不信感を強め、パリ講和会議を通じて対日抑制策の意向を強めた。アメリカ側は原内閣の旧ドイツ権益継承策を軍部主導によるものと誤認していた節があり、日本軍部を抑制するためにも旧ドイツ権益の対日譲渡は許されないとの確信を強めた反面で、本格的政党内閣の誕生という歴史的意義は見過ごされていた。日米協調体制の構築に最適な政党内閣である原内閣に対するウィルソン政権の評価は驚くほど低く、第2のドイツとすらみなされていたのである。ウィルソン政権は、第1次大戦の終結とともに対日圧力を強めており、封じ込めによる抑制すら意図されるに至っていた。パリ会議をめぐる動向は、日米間における外交様式の相違を端的に示すものであり、原内閣期の日米関係をワシントン体制前史として位置づけることは困難である。

上記のようなウィルソン政権の東アジア政策は、ランシング路線の消滅

としても位置づけられよう。ランシング本来の東アジア構想は、石井・ランシング協定交渉が典型的に示したように、日本との摩擦を現実的手法によって解消していくことにあった。だが、パリ講和会議において、従来のランシング路線はほとんど展開されなかった。パリ講和会議の前後から体調を崩していたランシングは、対外構想を異にするウィルソンに重用されなくなっていたし、国際連盟構想に冷淡な分だけウィルソンよりも強硬な対日抑制策すら主張するに至っていたのである<sup>(64)</sup>。その一方で、親中政策を主張するラインシュ路線も、パリ会議における対日妥協策の採用や五・四運動後のラインシュ辞任によって挫折していた。国際連盟という国際機構に依拠した秩序構築を意図したウィルソン路線までもが議会によって否認された政権末期には、ウィルソン政権内の3路線はいずれも行き詰まり、もはや有効な東アジア政策を打ち出せない状況に陥っていったのである。

従って、原内閣の対米英協調に対する評価は、限定的なものでなければならない。原内閣は対米英協調を意図したものの、結果的に日米摩擦は戦後にむしろ高まったのである。この日米摩擦の調停に貴重な役割を果たしたのが、イギリスのロイド・ジョージ内閣であった。ロイド・ジョージ内閣は、新4国借款団からの日本の排除というウィルソン政権の方策を却けたのに加えて、パリ講和会議の山東問題と委任統治問題において日米間の仲裁役を見事に果たした。それゆえに、当該期の外交交渉にワシントン体制前史としての積極的意義があるとすれば、それはイギリスによる日米間の調停外交に求められるであろう。

### 注

- (1)拙稿「協調の中の拡張策－原内閣の在華権益拡張策と新4国借款団－」(千葉大学大学院社会文化科学研究科『社会文化科学研究』、第2号、1998年2月)、7-30頁、を参照されたい。

当該期の外交史に関連する他の拙稿として、「原外交と幣原外交－日本の対中政策と国際環境：1918-1927－」(『神戸法学雑誌』、第45巻第4号、1996年3月)、763-807頁、「張作霖爆殺事件における関東軍上層部－『河本大作供述書』(1953年4月

11日）を中心として－」（神戸大学大学院法学研究会『六甲台論集 法学政治学篇』、第43巻第2号、1996年11月）、65-71頁、「中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使－ワシントン体制下の2つの対外路線と満州事変：1929-1931－」（『国際政治』、第113号、1996年12月）、167-180頁、「濟南事件の経緯と原因」（『軍事史学』、第34巻第2号、1998年9月）、57-68頁、「田中内閣とソ連－日ソ不可侵条約問題と対日政治宣伝禁止問題を中心として：1927-1929－」（『政治経済史学』、第387号、1998年11月、に掲載予定）、がある。

- (2) パリ講和会議と山東問題に関する先行研究としては、小林龍夫「パリー平和会議と日本の外交」（植田捷雄編『近代日本外交史の研究』、有斐閣、1956）、365-422頁、Burton F. Beers, *Vain Endeavor: Robert Lansing's Attempts to End the American-Japanese Rivalry* (Durham, 1962), pp.149-169; 池井優「パリー平和会議と人種差別撤廃問題」（『国際政治』、第23号、1963年10月）、44-58頁、同「山東問題、五・四運動をめぐる日中関係」（慶應大学『法学研究』、第43巻第1号、1970年1月）、215-234頁、Russell H. Fifield, *Woodrow Wilson and the Far East: The Diplomacy of the Shantung Question* (Hamden, 1965), pp.3-336; Roy Watson Curry, *Woodrow Wilson and Far Eastern Policy 1913-1921* (New York, 1968), pp.249-284; 眞井勝美『日本と中国－大正時代－』（原書房、1972）、139-162頁、Ian H. Nish, *Alliance in Decline: A Study in Anglo-Japanese Relations 1908-1923* (London, 1972), pp.266-267, 272-276; Madeleine Chi, "China and Unequal Treaties at the Paris Peace Conference of 1919," *The Asian Profile*, Vol.1, No.1 (August 1973): pp.49-61; 陳三井「陸徵祥與巴黎和会」（台湾師範大学『歴史学報』、第2期、1974）、頁1-15、清水秀子「山東問題」（『国際政治』、第56号、1977年3月）、117-136頁、細谷千博『日本外交の座標』（中央公論社、1979）、4-17頁、Pao-chin Chu, V. K. Wellington Koo: *A Case Study of China's Diplomat and Diplomacy of Nationalism, 1912-1966* (Hong Kong, 1981), pp.13-32; 王綱領『欧戦時期的美国対華政策』（台北：台湾学生書局、1988）、頁179-204、中西寛「20世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議－若き指導者たちの国際政治観－」（『法学論叢』、第128巻第2号、第129巻第2号、1990年11月、1991年5月）、48-77、39-63頁、張春蘭「顧維均的和会外交－以收回山東主権問題為中心－」（『中央研究院近代史研究所集刊』、第23期、

1994年6月)、頁31-52、馬場明「パリ講和会議と牧野伸顕」(『国学院大学院紀要文学研究科』、第26輯、1995)、45-70頁、長田彰文「ベルサイユ講和会議と朝鮮問題—パリでの金奎植の活動と日米の対応—」(『一橋論叢』、第115巻第2号、1996年2月)、21-41頁、Stephen G. Craft, "John Bassett Moore, Robert Lansing, and the Shandong Question," *The Pacific Historical Review*, Vol.66, No.2 (May 1997): pp.231-249; Noriko Kawamura, "Wilsonian Idealism and Japanese Claims at the Paris Peace Conference," *The Pacific Historical Review*, Vol.66, No.4 (November 1997): pp.503-526; を参照した。

- (3) 1918年11月24日付の山県有朋宛原敬書翰には、「講和使節之義ニ付西園寺侯ニハ京都ニ特使差送リ尚ホ上京ニ付直接篤与和談致候処目下之健康状態ニテハ如何トも難致候ヘトも来月中旬頃迄相試候上ニテ何等異状無之候ハハ出掛けシ与之事ニ付更ニ牧野伸顕男ニ対し同道ニ随伴之趣旨ニ於て至急出発致クレ候様交渉中ニ存候」とある(「山県有朋文書」、第28冊、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (4) 外務省編『日本外交文書』(以下『日外』と略称、大正7年、第3冊)、676-678頁。
- (5) 内田から珍田、1918年12月26日(同上)、666-667頁。日本の利害関係を対応の基準にするという発想は、外務省政務局「講和条約ニ規定セレルヘキ帝国ノ要求条件」、1918年11月18日、も同様である(「牧野伸顕文書」、300、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (6) 社団法人尚友倶楽部、広瀬順皓、櫻井良樹編『伊集院彦吉関係文書』(芙蓉書房、1997、第2巻)、477-478頁、1918年11月19日。
- (7) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(原書房、1965、以下『日外主』と略称)、上、404-405、463頁、国立編訳館主編『中華民国外交史彙編』(台北:渤海堂文化公司、1996、以下『中外』と略称)、第1冊、頁392-394、第2冊、頁674-679、685-686、689-692。
- (8) 本野一郎外相から佐藤愛麿駐米大使、内田康哉駐露大使、松井慶四郎駐仏大使、伊集院彦吉駐伊大使、1917年2月17日(『日外』、大正6年、第3冊)、650頁、駐日仏国大使館から日本外務省、3月1日(同上)、656-657頁、駐日露国大使館から日本外務省、3月5日(同上)、657頁、伊集院から本野、3月28日(同上)、668頁。

パリ講和会議と五・四運動

- (9) 外務省政務局「1919年巴里講和會議ノ経過ニ関スル調書」、1919年2－7月（『日外』、巴里講和會議経過概要）、50-51頁、*Foreign Relations of the United States* (hereafter cited as *FRUS*), 1919, *the Paris Peace Conference*, 3: pp.738-740.
- (10) 『中外』、第2冊、頁810-822。第3次中国全権委員会議録、1919年1月23日（外交档案、03.37.12.12.1、中央研究院近代史研究所所蔵）、第14次会議録、2月11日（外交档案、03.37.12.12.2、中央研究院近代史研究所所蔵）、第16次会議録、2月13日（同上）、も参照。
- (11) 竹下から柄内、1919年2月7日（「巴里平和會議 別冊 竹下海軍中将報告書」、2.3.1.17、外務省外交史料館所蔵）。軍令部次長時代の竹下勇に関しては、波多野勝、黒沢文貴、斎藤聖二、櫻井良樹編『海軍の外交官 竹下勇日記』（芙蓉書房、1998）、53-57頁、を参照した。
- (12) 『日本及日本人』（第746号、1918年12月15日）、26頁。
- (13) Sao Ke Alfred Sze to Balfour, April 9, 1919, 634/1/7, FO 608/210, Public Record Office; V. K. Wellington Koo to Wilson, Lansing, Colonel E. M. House, April 25, 1919 (外交档案、03.37.22.22.4、中央研究院近代史研究所所蔵).
- (14) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 4: pp.555-556.
- (15) *Ibid.*, 11: pp.149-150.
- (16) *Ibid.*, 5: pp.109-111; 松井から内田、1919年4月22日（『日外』、大正8年、第3冊、上巻）、244-247頁。
- (17) 松井から内田、1919年4月28日（『日外』、大正8年、第3冊、上巻）、263-267頁。
- (18) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 5: pp.327-335.
- (19) Council of Four, conclusions, May 1, 1919, I.C.177.F., FO 374/30, Public Record Office.
- (20) Minute by Macleay, March 3, 1919, 634/1/4, FO 608/209, Public Record Office.
- (21) 牧野伸顕『松濤閑談』（創元社、1940）、217頁。
- (22) イタリア退席の経緯に関しては、H. James Burgwyn, *The Legend of the Mutilated Victory: Italy, the Great War, and the Paris Peace Conference*,

- 1915-1919 (Westport, 1993), pp.269-286, を参照。
- (23) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 5: p.127.
- (24) *Ibid.*, 13: pp. 298-301; Council of Four, conclusions, April 30, 1919, I. C.177.F., FO 374/30, Public Record Office; 『日外主』、上、491-493頁。
- (25) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 5: p.364.
- (26) The Chinese delegation, "Provisions for Insertion in the Preliminaries of Peace with Germany and Austria-Hungary," March 1919 (外交档案、03.37.21.21.1、中央研究院近代史研究所所藏); the Chinese delegation, "The Claim of China," April 1919 (同上) .
- (27) 陸致北京政府外交部、1919年5月26日（中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室主編『秘笈錄存』、北京：中国社会科学出版社、1984）、頁212-213。中国代表団は同様の主旨をウィルソンにも伝えている。The Chinese delegation to Wilson, May 26, 1919, Robert Lansing papers, Library of Congress.
- (28) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 6: pp.674-675. この他、Council of Four, conclusions, June 26, 1919, C.F.93.A., FO 374/23, Public Record Office; 松井から内田、1919年6月28日（『日外』、大正8年、第3冊、上巻）、352-353頁、を参照。
- (29) 陸致北京政府外交部、1919年6月26日、前引書『秘笈錄存』、頁221-222、陸致北京政府外交部、6月27日、同上、頁222-223。
- (30) これらの旧植民地には国際連盟の委任統治制度が適用されたため、この問題は委任統治問題と呼ばれる。委任統治問題に関しては、田岡良一『委任統治の本質』(有斐閣、1941)、Wm. Roger Louis, *Great Britain and Germany's Lost Colonies 1914-1919* (Oxford, 1967), pp.117-160; 海野芳郎『国際連盟と日本』(原書房、1972)、85-96頁。
- (31) *FRUS, 1919, the Paris Peace Conference*, 3: pp.740-741.
- (32) *Ibid.*, pp.785-786; 前掲「1919年巴里講和會議ノ経過ニ関スル調書」、64-70頁。
- (33) 内田から松井、1919年2月3日（『日外』、大正8年、第3冊、上巻）、381-382頁。
- (34) 『日外主』、上、493-500頁。旧ドイツ領に適用されたこの方式は、C式と呼ばれた。
- (35) 原奎一郎編『原敬日記』(福村出版、1981)、第5巻、1919年6月10日、105頁。

- (36) 「牧野伸顯文書」、322。
- (37) Paul S. Reinsch, *An American Diplomat in China* (New York, 1922), p.364. ただし、同書翰には、辞任が主として家庭内の事情によるものだとも記されている。Noel H. Pugach, *Paul S. Reinsch: Open Door Diplomat in Action* (New York, 1979), pp.263-265, も参照。
- (38) 日欧間密約を批判した施肇基の電文として、Sao-ke Alfred Sze to the British delegation, April 24, 1919 (外交档案、03.37.22.22.2、中央研究院近代史研究所所蔵)。
- (39) Wellington Koo, "The Wellington Koo Memorir," Chinese Oral History Project of the East Asian Institute, Columbia University, 1976, Vol. II, chapter C; 顧維均 (中国社会科学院近代史研究所訳)『顧維均回憶録』(北京: 中華書局、1983)、第1分冊、頁187-189、209。
- (40) Koo to Wilson, June 27, 1919 (外交档案、03.37.22.22.4、中央研究院近代史研究所所蔵)。
- (41) 中国代表団秘密会議、1919年5月28日 (外交档案、03.37.12.12.1、中央研究院近代史研究所所蔵)。
- (42) The Far Eastern Division, Section of Territorial Political and Economic Intelligence, American Commission to Negotiate Peace, "Japanese Attempt to Intimidate the Chinese Government and to Interfere with the Presentation of China's Case Before the Peace Conference," Lansing papers; *New York Times*, Feburuary 8, 1919, "Void Ishii-Lansing Deal, China Urges,"; 顏惠慶 (姚嶽齡訳)『顏惠慶自伝』(台北: 伝記文学出版社、1973)、頁99-100。
- (43) 情報部設置の経緯に関しては、村松正義「外務省情報部の設置と伊集院初代部長」(『国際法外交雑誌』、第70巻第2号、1971年7月)、72-99頁。
- (44) 北京政府外交の特質と変容に関しては、北京関税特別会議前後を事例とした別稿を準備してある。
- (45) そのような歴史観に多大な影響を与えたのは、毛沢東が1940年1月に著した「新民主主義論」である (『毛沢東選集』、北京: 人民出版社、1991、第2巻)。
- (46) 前掲『原敬日記』、第5巻、1919年5月22日 (98-99頁)、6月19日 (109頁)。原内閣の五・四運動に対する認識に関しては、藤本博生「日本帝国主義と五・四運

動」(京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』、第1函3、同朋舎、1982)、73-108頁、を参照。

(47) ただし、現実に行われた借款は、米英からの外圧という拘束もあり、原が本来意図したような親日派援助にはつながらなかった。この点に関しては、少なからぬ史家が北京政府への借款再開を根拠に原内閣の不干渉や対米英協調に疑問を投げかけている(今井清一「大正期における軍部の政治的地位」、下、「思想」、第402号、1957年12月、110-111頁、藤井昇三『孫文の研究—とくに民族主義理論の発展を中心として—』、勁草書房、1966、136-137頁、関静雄『日本外交の基軸と展開』、ミネルヴァ書房、1990、212-213、243-245頁、晋林波「原内閣における対中国政策の新展開—南北妥協問題を中心として—」、名古屋大学『法政論集』、第144号、1992年10月、381-393頁)ものの、親日派援助という原の本意と現実の政策とを区別すべきであろう。

すなわち、1919年9月9日の閣議決定と外交調査会では、借款目的は「兵乱又ハ過激主義ノ浸潤混乱」を防ぐという政情不安の除去に限定されており、これを具体化した13日の閣議は英仏両国にアメリカを加えて月額500万円を共同借款する方針を決定している。また、中国の世論への配慮から、単独での借款は最後的手段としてのみ行うとされており、原首相や内田外相が現実に行った政策は、北京政府への借款目的を極力限定して米英仏各国との協調下で借款を進めることにあつたのである(『日外主』、上、503-506頁、前掲『原敬日記』、第5巻、141頁、1919年9月13日閣議決定、『日外』、大正8年、第2冊、上巻、140-141頁、外務省政務局「对中国借款問題特ニ日本ノ単独貸付問題ニ關スル政務局調書」、9月22日、同上、151-153頁、内田から小幡、9月27日、同上、149-151頁)。

これに対して田中陸相は対中借款を山東問題解決の好機と判断して、「我対支政策ハ此ニ一変シタル次第ニ御座候是レガ為メ山東問題ノ解決モ比較的容易ナランカト存候」(1919年9月11日付山県有朋宛書翰、「山県有朋文書」、第31冊)と論じていた。坂西利八郎や青木宣純も9月中旬に徐世昌総統と会談し、北京政府への援助を行う際の交換条件として、山東問題の解決や排日運動の取締を求めていた(田中から坂西、1919年9月11日、『日外』、大正8年、第2冊、上巻、135-137頁、坂西から田中、9月15日、同上、143-144頁、小幡から内田、9月16日、同上、144-145頁。青木宣純は1919年8月に予備役となっていた)。

しかし、原内閣は陸軍が意図した方向とは逆に米英仏各国と対中借款について協議を開始し、とりわけイギリスとの政策調整に努めた。1920年2月6日に北京政府へ提出された日米英仏共同覚書には、日英双方の意見を加味して、「支那政府ハ南北双方ニ於ケル不用軍隊ノ裁撤ヲ開始シ本借款金ノ一部ヲ充当スルコト」と記されている（小幡から内田、1920年2月3日、『日外』、大正9年、第2冊、上巻、117-118頁、小幡から内田、2月6日、同上、127-128頁）。北京政府財政部致外交部、1920年2月7日（外交档案、03.20.13.13.2、中央研究院近代史研究所所蔵）、も参照。

その後、斬雲鵬国務総理や李思浩財政総長の意向を受けて借款の前貸を検討し始めた原内閣は、日米共同による前貸を模索したものの中國側の準備が遅れたため、同国の承認を得て1920年2月19日に900万円の単独前貸契約に調印した。この単独前貸に関して小幡公使は、日米英仏各国駐華公使の会議で単独前貸の止むなきに至ったことを説明し、各國の理解を求めた。埴原正直外務次官も、駐華英國公使に着任予定のオルストン（Sir Beilby Francis Alston）が訪日した際に、前貸借款への理解を求めた（小幡から内田、1920年2月10日、『日外』、大正9年、第2冊、上巻、128-130頁、日本外務省から駐日英國大使館、2月11日、同上、132-133頁、小幡から内田、2月12日、同上、138-139頁、小幡から内田、2月18日、同上、156頁、小幡から内田、2月19日、同上、157頁、李思浩致陸徵祥、1920年2月27日、外交档案、03.20.13.13.2、中央研究院近代史研究所所蔵）。

原内閣は借款目的を政情不安の除去に限定し、結果的には単独前貸という形式になったものの、最後まで米英仏各国と協調する姿勢を崩さなかった。借款を山東問題の解決等に結びつけようとする陸軍の意向は、原首相、内田外相、および小幡駐華公使の外交系統によって、抑制されたのである。中国への単独借款として最も注目すべきは、むしろ前掲拙稿「協調の中の拡張策」で論じた四洮鐵道交渉の際の資金供与であろう。

(48) 当該期米中関係に関しては、Warren I. Cohen, "America and the May Fourth Movement: The Response to Chinese Nationalism, 1917-1921," *The Pacific Historical Review*, Vol.35, No.1 (February 1966): pp.83-100; Noel H. Pugach, "American Friendship for China and the Shantung Question at the Washington Conference," *The Journal of American*

*History*, Vol.64, No.1 (June 1977): pp.67-86; Brian T. George, "The State Department and San Yat-sen: American Policy and the Revolutionary Disintegration of China, 1920-1924," *The Pacific Historical Review*, Vol.46, No.3 (August 1977): pp.387-408.

- (49) Wellington Koo, *op.cit.*, Vol. II, chapter C; 前引書『顧維均回憶錄』、第1分冊、頁200、203-204。
- (50) Victor Wellesley, "Anglo-Japanese Alliance and Our Future Policy in the Far East," September 1, 1920, F 2200/199/23, FO 371/5361, Public Record Office.
- (51) Curzon to Alston, July 9, 1921, 7199/21/1, FO 228/3538, Public Record Office.
- (52) Curzon to Alston, July 18, 1919, 642/2/2, FO 608/211, Public Record Office.
- (53) 福州事件に関しては、藤本博生、前掲論文、101-105頁、塚本元「福州事件と中日交渉－『軍閥期』北京外交部の役割の一例－」(中央研究院近代史研究所編『第3届近百年中日関係研討会論文集』、上冊、台北：中央研究院近代史研究所、1996)、383-414頁、を参照。
- (54) 李厚基福建督軍省長公署指令、1919年11月18日(中央研究院近代史研究所編『中日関係史料』、台北：中央研究院近代史研究所、1993、排日問題)、頁174-175。
- (55) 前掲『原敬日記』、第5巻、1919年11月19日、173頁。
- (56) 加藤から内田、1919年11月20日(『日外』、大正8年、第2冊、下巻)、1054頁。
- (57) 森浩福州総領事代理から内田、1920年1月25日(『日外』、大正9年、第2冊、下巻)、713-715頁。
- (58) 顔会晤小幡、1920年4月10日(外交档案、03.33.104.107.2、中央研究院近代史研究所所蔵)、小幡致顔、11月12日(外交档案、03.33.104.107.3、中央研究院近代史研究所所蔵)、顔致小幡、11月12日(同上)、小幡から内田、1920年11月12日(『日外』、大正9年、第2冊、下巻)、770-773頁。
- (59) 松井から内田、1919年12月10日(『日外』、大正8年、第3冊、下巻)、1041-1043頁。顧維均の提出したこの決議案は、国際連盟協会において拒絶された。なお、この会議は、ブリュッセルで開催された。発足期の国際連盟と山東問題に関しては、海野芳郎、前掲書、30-35頁、唐啓華『北京政府與国際連盟』(台北：東大図

書公司、1998)、頁69-96、を参照。

- (60) 内田から小幡、1920年1月14日(『日外』、大正9年、第2冊、上巻)、3-4頁、陳籙外交部次長会晤小幡公使問答、1920年1月19日(中央研究院近代史研究所編『中日関係史料』、台北:中央研究院近代史研究所、1987、山東問題、上)、頁1-2。ヴェルサイユ条約の発効は1920年1月10日。
- (61) 田中義一宛青木宣純書翰、1920年1月28日(「田中義一文書」、第29冊、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (62) 小幡から内田、1921年8月12日(『日外』、大正10年、第2冊)、23-25頁。
- (63) ワシントン会議に関しては、拙稿「ワシントン会議と極東問題—1921-1922—」(『史学雑誌』、第108編第2号、1999年2月掲載予定)、を参照されたい。
- (64) Robert Lansing, "The Japanese Claims to Kiau Chau and Shantung Admitted," May 1, 1919, Lansing papers; idem, *The Peace Negotiations: A Personal Narrative* (Boston: 1921), pp.81-92, 149-177, 190-212, 243-267; idem, *The Big Four and Others of the Peace Conference* (Boston, 1921), pp.72-73. Beers, *op. cit.*, pp.163-164, 167-168, も参照。また、石井・ランシング協定に関する最近の優れた研究として、高原秀介「ウィルソン政権と『石井・ランシング協定』の成立」(『神戸法学雑誌』、第47巻第3号、1997年12月)、545-598頁、がある。